

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会 会議録			
日 時	平成 19 年 12 月 19 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 8 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	齊藤(陽)委員長、山田副委員長、 秋元、成田(祐)、山口、古沢、久末 各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、古沢委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「駅前第3ビル再開発事業の現状について」

(建設)まちづくり推進課長

駅前第3ビル周辺地区第1種市街地再開発事業の現状について報告いたします。

再開発事業につきましては、本年6月末から、第3ビル周辺建物の解体工事に着手し、現在、完了したところであり、また、この間進めておりました実施設計につきましても、ほぼ終了したところであります。このことから、去る12月5日に大成・近藤共同企業体により、関係の方々の御列席をいただき、地鎮祭がとり行われたところでございます。

本体工事の着工につきましては、耐震偽装事件の教訓を踏まえ、建築確認、検査の厳格化を柱とした改正建築基準法が本年6月20日から施行されたことにより、建築確認の遅れが全国的な現象となっております。その影響を受け、当該建築確認申請などの手続にも遅れが生じたことから、当初11月中旬の着工を予定しておりましたが、今後、建築確認がおり次第、着工する予定となっております。このことにより、事業の完成もこれまで平成21年3月としておりましたが、1階の商業施設は予定どおり21年3月にしゅん工いたしますが、残る分譲マンション、ホテルなどにつきましては、21年5月のしゅん工と、若干の遅れが生じる見込みとなっております。

施設の概要につきましては、これまで報告させていただきました内容と大きな変更はありませんが、分譲マンションの戸数が113戸から117戸、ホテルの部屋数が231室から234室にそれぞれ増加となっております。

委員長

「小樽市中心市街地活性化基本計画の進ちょく状況について」

(建設)まちづくり推進課長

小樽市中心市街地活性化基本計画の進ちょく状況について報告いたします。

中心市街地活性化基本計画の策定に当たりましては、市が案を作成し、小樽商工会議所と小樽駅前ビル株式会社为中心となって設立しました小樽市中心市街地活性化協議会から意見をいただくことになっており、第1回目の協議会は本年2月に開催されたところであります。その後、7月には第2回目の協議会が開催され、中心市街地の現状や課題などについて説明をし、意見をいただいたところです。

また、第2回目の協議会開催後、事前相談のため、基本計画を認定する内閣府に行ってまいりました。こちらからは、第3ビル周辺地区市街地再開発事業などによる中心市街地活性化の考え方を説明し、内閣府からは旧丸井今井小樽店の動向が重要であるとの御助言をいただいたところでございます。

なお、来週25日には第3回目の協議会が開催される予定でありますので、中心市街地の活性化の方針や目標について意見をいただくことにしてございます。

その後につきましては、基本計画案を策定し、協議会や市民、建設常任委員会委員の皆様からの御意見をいただきながら、内閣府との協議を進め、平成20年度の早い時期に基本計画の認定を受けたいというふうに考えてございます。

委員長

次に、今定例会に付託された案件について、説明願います。

「議案第10号について」

(建設) 庶務課長

議案第 10 号公の施設の指定管理者の指定について説明申し上げます。

駅前広場駐車場及び駅横駐車場の指定管理者の公募を行った結果、引き続き小樽駅前ビル株式会社を候補者に決定しましたので、指定管理者として指定するものであります。

指定期間は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 3 年間となっております。

また、業者は平成 18 年度、19 年度と両駐車場の指定管理者としての実績があり、それに伴うノウハウがあるため、効率的かつ安定した業務を行うことができるものと判断しております。

委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

古沢委員

稲穂駐車場の売却について

今の議案第 10 号で出されました指定管理者の指定について、これ自体は私は前回も賛成をした案件でありますから、そのことについてでなくて、稲穂駐車場は、指定管理者から外して、同じく来年の 4 月 1 日をもって廃止になるわけですが、売却の計画がどのように今進んでいるのか、この 1 点だけ、まずお聞かせください。

(建設) 庶務課長

稲穂駐車場の売却につきましては、来年の 2 月に売却の公募を予定しております。その後、競争入札を考えており、その入札については平成 20 年第 1 回定例会で議決をいただいて、4 月 1 日に売却契約をする予定でございます。

古沢委員

議論したときに、なかなか手を挙げる人がいないのではないですかというふうに心配していたのですが、今の説明ではそういう状況でなく進んでいるようだというふうに受け止めておきます。市が大変で手放したものを、民間が手を挙げるというのですから、よほど勇気のある民間の方だというふうに思います。

ラブホテルの建築規制について

次に、前回の建設常任委員会で議論になりましたラブホテルの建築規制の陳情に関連して伺っておきたいと思えます。

第 3 回定例会以降、この問題に対しての調査、取組は、どのように進んでおられますか。

(建設) 建築指導課長

ラブホテルの規制に関する作業の進ちょく状況であります。第 3 回定例会後に他都市のラブホテルの規制条例の内容についての調査、それから規制条例に伴って裁判がされている事例がございますので、その裁判例の調査、それから条例を施行していない道内特定行政庁並びに道外も含めてなのですが、そういった特定行政庁へのアンケート調査、それから逆に今度規制条例を施行している都市に対して、その条例の効果などに関するアンケート調査、それから北海道との協議などを行っております。

古沢委員

現在の時点で、主な内容でいいですから、調査の内容についてお知らせください。

(建設) 建築指導課長

現時点での主な調査の内容ということなのですが、各都市の条例を現在、比較検討して行っているところなのですが、その中では基本的には大まかな構成というのは共通しているものがございます。ただ、建物の構造設備の基準において、やはり地域の特殊性といいますか、独自のものがございまして、その点では何点かばらつきが見られ

ます。そういったものを今後踏まえて、小樽市としての地域性を踏まえて、こういった構造設備基準がいいのかなどについて検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、手続につきましても、届出制でやっている場所と許可制で行っている場所等もございますので、そういった違いが見られております。

あと、アンケートにつきましては、年明けにアンケートの回答を締切りにしておりますので、その時点である程度のアンケートの結果が出てくるのかというふうに考えております。

古沢委員

既に前回、こうしたラブホテル、括弧付の灰色ホテル、これらの規制については、何らかの必要性があり、条例であれ、要綱であれ、どういう形になるにしても、そういうスタンスで検討、研究をしていくという態度表明をいただいておりますから、その上に立って、現時点での調査状況を踏まえて、その方向性に変わりが出たか、変わりがなくさらにそうした必要性のために改めていろいろ検討を深めていくという立場に立っているのか、念のため確認させてください。

(建設)建築指導課長

現在、調査も行っておりますし、あくまでも前向きにこの件については検討していきたいというふうに考えております。

古沢委員

くどいようですが、先ほどアンケートについては年明けにというふうに話が出ておりますが、その後、どのようなスケジュールをお考えになっているのか、お示しください。

(建設)建築指導課長

現在、全道の特定行政庁からなります全道建築行政連絡会議の方で、ラブホテル規制に関する統一基準の議論が行われておりまして、これが今年度内に示されるという予定であります。小樽市としましては、その内容との整合性を図る必要があることから、来年の4月ごろには小樽市としての方向性を決定していきたいというふうに考えております。その後の具体的なスケジュールについては、現時点ではまだ決まっておりません。

古沢委員

わかりました。

除雪業務契約の設計変更について

次ですが、除雪の問題について、お尋ねしたいと思います。

具体的な質問は置き雪対策を中心に何うのですが、その前に除雪の業務契約にかかわって、請負金額などを変更するというような場合、私は、前々期の議会では建設常任委員会に所属していたのですが、そのときは平均降雪量に対して常時20パーセントというようなことを一つの基準として変更がされるというふうに承知していたのですが、現在はこれはどういう取扱いになっているのでしょうか。

(建設)雪対策課長

除雪業務の契約に伴う設計変更の基準でございますけれども、昨年度より、降雪状況、積雪状況に伴う除雪作業につきましても、その20パーセントということではなく、出勤の実態に合わせて設計変更を行うと、そういうふうに変更してございます。

古沢委員

置き雪対策について

それでは、置き雪対策に関連して伺ってきたいと思います。

聞くところによると、いろいろと大変だったようですけれども、まずはステーションの中における置き雪対策路線の選定について、町会の中ではなかなか決めかねるというようなところも経過の中ではあったのかなというふう

に思うのですが、この経過をちょっと説明いただきたいと思います。

(建設)雪対策課長

置き雪路線の決定までの経過という部分でございますけれども、第 1 回除雪懇談会を 9 月 3 日から始めまして、この中で、市の置き雪対策についての概要を町会等に説明してございます。その後、市がある程度事前に選定した路線について、町会に諮ってございます。そういう中で内定を得られた町会もありましたし、ただ、いろいろと町会では対象者を決めかねるという部分もございました。そういう中で、絞り込めず、第 2 回の除雪懇談会に向けまして、その内定をもらった以外の町会及び団体につきまして、文書による置き雪対策の試行について、募集若しくは協力という部分でお願いいたしました。その後、懇談会の席若しくはその会場で、置き雪対策について協議若しくは手を挙げたいという町会がありました。懇談会終了後、そういう町会と再度協議を行いまして、最終的には 3 地域 2 路線で置き雪対策の試行をする状況になってございます。

古沢委員

全体ではまだ決まっていないということではないですね。

(建設)雪対策課長

ちょっと私の言い方がまずかった面もございますけれども、その経過の中で、第 1 ステーションから第 6 ステーションまでございますけれども、一つのステーションにつきましては、協力若しくは該当者がいないという部分等の中で、ちょっと内定を得られなかった部分がありまして、試行の実施ができないステーションもあります。そういう中で、五つのステーションにつきましては、試行を実施するという状況になってございます。

古沢委員

いろいろな理由、事情があるのでしょうけれども、その一つの問題としては、やはり第 2 種路線の中から置き雪対策を選定するわけですから、本来、除雪水準は積雪深 15 センチメートル、それをこの置き雪対策のところは 20 センチメートルに水準を下げるとい問題があるわけですね。そうしますと、その置き雪対策路線にかかわって、その対策を講じられる対象者、一応 28 間口を基準にされておられるようですけれども、多かたり少なかたりは当然だと思いますが、そういう人たちとそれ以外の人たち、そしてその路線の前後で 15 センチメートル路線と 20 センチメートル路線とか、いろいろ複雑な、付近の住民にしてみればなかなか難しい試行条件だというふうに思うのです。

それで、端的に聞きますけれども、なぜこの置き雪路線の除雪水準を 20 センチメートルに下げなければいけなかったのでしょうか。

(建設)雪対策課長

この置き雪対策の目的といたしましては、高齢者、障害者などの除雪弱者を対象として考えてございます。そういった中で、置き雪対策の試行を行う路線と他の路線との不公平感を解消する目的で、除雪水準を引き下げるとい部分で考えております。

古沢委員

前回も議論しましたがけれども、置き雪対策で間口対策をするという仮に 28 戸と、それ以外の路線とで言えば、確かに比べてみれば不公平が生じるでしょう。けれども、その選定された路線の中におられる間口対策から外れる一般市民にとってみれば、15 センチメートルと 20 センチメートルで、ここに逆の不公平が生じるわけですね。こういう問題というのは当然起きるわけですから、それで議論をしてきていたのですが、結局路線選定の上でも、そういう問題があって地域で合意に至らないということになったりしたのではないかと思うのです。

それで、参考までに伺っておきますが、どこのステーションでもいいです。一つのステーションで第 2 種路線の延長距離、そしてそのステーションで置き雪対策路線と選定した路線の距離、参考までに教えてください。

(建設) 雪対策課長

置き雪対象ステーションの第 2 種路線の総延長と対象路線の延長という部分でございますけれども、第 3 ステーションの例について答えたいと思います。

第 3 ステーションにつきましては、第 2 種路線の延長 51.3 キロメートルに対して、対象延長路線 540 メートルという状況です。

古沢委員

51 キロメートルに対して 540 メートル、0.5 キロメートルですから、100 分の 1 ですか。それで伺いますけれども、51 キロメートルに対して 1 パーセント、除雪水準を引き下げることによって、今年の冬の業者に対する業務委託契約上、この指定路線を導入することによって受ける金額に変更は生じるようになっているのですか。

(建設) 雪対策課長

置き雪対象路線の除雪出動基準の引下げに伴う設計変更等でございますけれども、当初の契約につきましては、過去の平均出動回数の部分で算定しております。その置き雪対策に伴う出動の減に伴う費用については考慮してございません。

古沢委員

つまり第 2 種路線、この第 3 ステーションで言えば 51.3 キロメートルは、すべて 15 センチメートル水準で出動していいことになるわけですね。なぜそれを 20 センチメートルにしなければいけないのかというのがいよいよわからなくなるのですが、そこでちょっと伺っておきたいのですが、前回、そして今回の定例会で私どもの会派の菊地議員が一般質問でこの問題を取り上げておりました。再質問の中で、実は前回私が置き雪対策に対する人工賃金、これでこの予算が 141 万円だというふうにする問題を取り上げて、18 万円ほど積みめば、一、二回減らさないでやれるのではないかという話をしたわけですね。結局、除雪水準を引き下げることによって、部長が答えておりますけれども、昨年度で言えば降雪量 15 センチメートル以上の日が 8 回、そのうち 20 センチメートル以上が 4 回ですから、除雪出動は半分には減るのではないかと。しかしそうではないのですと。除雪出動の仕方によって、実際には 15 センチメートル以上は 8 回だけれども、平均約 15 回、14.8 回出動しております。これから、あるいはこれに比べて 1 ないし 2 回程度は減るといふ見通しを示していただいたわけですね。そうしますと、この菊地議員の再質問で部長は次のように答えているのですが、141 万円プラス 18 万円が通常どおりすればいいという話の質問だったと。141 万円の根拠というのは、これは試行した場合の人力の費用の額が 141 万円なのだと。それでは、18 万円プラスで、この一、二回分、18 万円が済むかという話だと思っただけだけれども、18 万円ではかなわないと思った。これは 18 万円では済まない、そうはいかないだろうという意味合いのことをおっしゃっていると思うのですが、そこでもう一度言いますが、仮に 15 回を一、二回減らして、そして 141 万円の人工、人力の費用を投入してやるわけですが、一、二回減らさないとすれば、その人力による費用というのはどうですか。15 回が仮に 14 回ないし 13 回に減らすというふうな見通しをあなた方は言っておられるわけだけれども、減らさなくてもやれるのではないかと。それは、17 万円から 20 万円、私は前回 18 万円ぐらいではないかと言ったのですが、それで十分やれるではないですか。ところが、部長は 18 万円ではどうしてどうしてというふうにご話しているのですが、そこをわかりやすくもう一度教えていただけませんか。

建設部長

再質問の答弁からなので、私の方から答えます。まず、水準を変えずにやった場合の差額ということですが、実は 6 ステーションの置き雪対策路線又は地域というのは今日決定しました。実働何メートルだとか、件数が決まったので、額が不透明だったものから、再答弁の中ではわからないというふうにご話しています。ただ、我々がいろいろパターンで試算をしたときに、委員がおっしゃった 18 万円という数字はどうしても出てこなくて、もっとそれよりも上の状態の数字が出たものから、再答弁では要はかなわないのではという話をしました。今日、計算

結果は精査しませんけれども、地域なり路線が決まりましたので、その影響度合いというものは、ある程度平均降雪量を考えれば試算できるのかと思っていますが、いかんせん今日午前中に決定したものですから、140 万円に対して何万円になるかは、今、答弁できないと思っています。ただ、これも雪の状態ということがあるので、その影響は出てくるというふうに思っています。

古沢委員

この雪ですから、もう試行が事実上始まっている状態ということになるのでしょうかから、伺っているところによれば、この冬の期間中にも中間的にも検証をして、そして事を進めていきたいというふうに考えておられるというふうに伺っていたわけですが、先ほどの答弁でも、6 ステーションのうち一つのステーションは残念ながら試行できないということになりましたね。そうしますと、なおかつ予算上は、部長、どうですか。20 センチメートルに除雪出動基準を引き上げて一、二回減らすということではなく、試行する 540 メートルの手前まで 15 センチメートルで来て、年に 1 回か 2 回はこの 540 メートルはその手前でとまるわけですよ。とまらないで 540 メートルもぐっと押し上げていっても、予算措置上も何ら問題は生じないのではないですか。ですから、検証するまでもなく、ぜひこの水準を引き下げて試行するのだという、そのことによって逆の不公平が生じたりなどするような問題も生じないで済まされる、そういうふうに踏み切っていただけませんか。

建設部長

委員がおっしゃる部分については、立場を超えますと、そうかなというふうに思います。しかし、先ほど課長から話し、また、本会議でも話しましたように、この置き雪対策というのは弱者救済だとか、高齢者の救済というようなことの中で、本来はエリアで皆さんにフォローしていくのだという意識を持ってほしいというのも一つありまして、確かに一、二回の費用はそんなにかからないだろうという点で考えれば、何も変えずにというのもわかりますけれども、試行するエリアと試行しないエリアの不公平感というのは、やはり一つのセットで今試行するという話をしましたので、この試行も 2 年間でございます。その中で、この前に説明しているように、決して交通確保は無視しません。交通を確保した中でやっていきますので、ぜひこの試行についてはやらせていただきたい。というのも、先ほど 540 メートルという話をしましたが、全体 6 ステーション、最初 5 ステーションですけれども、トータルのその第 2 種路線というのは 249 キロメートルで、試行区間は 3,210 メートルという 1 パーセント強になりますけれども、ちょっと試行の中でやらせていただいて、どうも思わしくないというときには、今、委員もおっしゃった中で、パトロールしていますので、最悪の状況は想定していませんが、場合によってそういうときには見直しを考えていきたいということをベースに話をしますので、何とかちょっと試行させてほしいというふうに思います。

古沢委員

検証しつつということですから、あえてこれ以上はという気持ちもないわけではないのですが、なぜ 20 センチメートルにこだわるか。今の部長の答弁で言いますと、要するに道路状況を見ながら、降雪状況を見ながら、交通安全確保を考えながら、要するに例えば第 3 ステーションで言えば、この 540 メートルの前後と同じように、ここは実態的には除雪は入るのだと思うのですよ。逆に言えば、入らない日をどうやって決めるかというのが大変な難問になるわけですから。そんなことが実態としてやれるのか。そういうふうに考えたら、なぜ 20 センチメートルにこだわるのだと私は思うわけです。2 年間試行して、置き雪対策をやって、20 センチメートルでやったけれども、特段支障はなかったという検証結果を受けて、第 2 種路線全体を 20 センチメートルに除雪水準を変えていくという布石でないのかというふうに勘ぐるのは、私だけなのですか。そういうふうに思うのですが、いかがですか。

建設部長

大きな話をさせてもらいますけれども、我々は毎年毎年除雪対策についてどうすべきか、真夏から議論をし、毎年見直しをすとかということをやっています。その中で、市民ニーズにどうこたえていくかという、それはある意味では限られたパイがあって、それをどう振り分けるかという話にもなる。そのときにやはり市民からの要望は

どんどん増えています。その中で、ではどれを優先するかという話があって、委員が危ぐされる内容も全くないとは言いません。しかし、それだけをとらえてはいません。ですから、大きな中で、どうパイを振り分けるかという点の中のデータにはしたいと思っています。その上でいろいろな試行をしていますので、それをトータル的に踏まえた中で、当然この委員会に諮り、変更する場合は、御承認をいただいていくということは約束しますので、その辺については、信頼をしてもらいたいというふうに思っていますので、決して一つの部分だけをするということには傾注していないことだけは御理解いただきたいと思います。

古沢委員

期間中の検証が仮にあったとしても、この委員会は今度第 1 回定例会までないのですね。ですから、第 1 回定例会までないということは、冬の真っ盛りのときに、仮に検証されても、その報告を公式に受けることはできないのですが、どのように考えていますか。

建設部長

前回の会派説明で、今年の業務の変更内容の話をした中の一つに、2 月に皆さんと、また、町会長と一緒に現地視察をするという約束をしています。その中で、きちんと説明もできるし、御判断もいただけるというふうに思っています。今のところ、2 月の下旬、今 10 日前後にその会をつくりたいと思いますので、そのときにもきちんと議論できるようにはセットできるのではないかとこのふうには考えています。

古沢委員

以上で私は終わりますけれども、その視察のときのタイミングをきちんと考えてください。言っていることはどうということかということ、540 メートルの手前も後ろも 15 センチメートルで出勤した後で、さあ見てくださいとはなりませんから。だから出勤しない日に、こういう状況で 540 メートルの手前でとめた日に、どういう状況になっているか視察させてくださいね。

建設部長

予定としては 2 月 8 日でセットするように、今準備をしています。ですから、その日にちを変えるという行為はしない中で、今、委員のおっしゃるようなことに答えるしかないのかなど。決してその作為的なことはしないというふうに思っています。とりあえずそんなことで、2 月 8 日は一応予定にしますけれども、そういうことで考えてほしいと思っています。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

山田委員

駅前第 3 ビル再開発事業の分譲マンションにおける変更点について

まず、報告の方から聞きます。

駅前第 3 ビルの再開発事業で、ホテル棟が平成 21 年 5 月に完成するということですが、その後に報告がありまして、例えば分譲マンションが 113 室から 117 室、また、ホテルの方も 231 室から 234 室に増えたということで聞きました。この点について、建築基準法上、間違いなく不備がないということですよ。問題はないということですよ。よろしいですね。

(建設)まちづくり推進室長

今、確認申請の手続をしておりますけれども、当然ながらこういう諸法令をきちんとクリアしているということですので、戸数が変わったという部分については若干の設計変更といいますが、マンションについては供給の型別をちょっと変えたという、例えば今まで 2LDK、3LDK、4LDK だったものを 1LDK からとし、型を変えたという中で供給数の増ということですので、法的に何か問題があってということではないと

いうふうに御理解いただきたいと思います。

山田委員

わかりました。構造の変更ということで理解しました。

ラブホテルの規制について

それでは、質問をしまいいりたいと思います。

まず、本建設常任委員会の付託案件の中で、ラブホテルの建築規制ということで問われております。まず、このラブホテルの建設を規制する条例に関して、前回の委員会では、市の方でいろいろと調査するというで聞いております。

私はちょっと見方を変えて、ラブホテルのまず変遷の方からちょっと、どのような施設ができてきたのか、それを最初にお聞きしておきます。

(建設)建築指導課長

ラブホテルの変遷ということでございますが、風俗営業法の方でラブホテルなりモーテルについて規制をしておりまして、その中で規制が行われてきたということでございますが、風俗営業法につきましては、警察が所管しておりまして、詳しいところまで答えることができないのですが、昭和 23 年に現行法の前身であります風俗営業取締法が制定されまして、その後、何度か改正がされております。その中で、いわゆるモーテルというものにつきまして、規制がされていたというふうに聞いております。その後、昭和 59 年に風俗営業取締法が全面改正されまして、新たに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が制定されまして、この時点でラブホテルについても規制対象となりました。その中で、営業の届出制、立地規制等が盛り込まれたという状況でございます。

山田委員

ほかの所管事項の点でよく調べているということは、よくわかりました。

次に、他市が規制する主な理由についてお聞かせ願いたいと思います。

(建設)建築指導課長

他市が規制する主な理由についてでございますが、先ほど申し上げました風俗営業法で規定しておりますラブホテルに関して、風俗営業法上の構造設備基準をクリアしているホテルが、実態はラブホテルとして利用されるケースが数多くありまして、そのホテルの周辺的生活環境や青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすおそれがあるということで、現行の風俗営業法では規制が十分ではないという判断をし、各市が独自の条例等を設定して規制を強化しているというふうに思われます。

山田委員

本当にそのとおりなのですね。ただ、こういうような規制する側はいいですが、規制される側、例えばこれが違法な規制であるということで提訴された場合、自治体が敗訴する例もあると聞いております。そのことについて、本市が考察している部分があれば、お聞かせ願いたいと思います。

(建設)建築指導課長

先ほども答弁申し上げたのですが、全国的に見ますと、やはり条例に基づく処分に対して不服として裁判になっている事例が幾つかございます。裁判の結果につきまして、今、委員がおっしゃったとおり、自治体が敗訴している事例も確かにございます。その詳しい内容については、今後調査をしていきたいというふうに思っておりますが、条例の内容によっては違法性が問われる可能性もあるということでございますので、小樽市としましては慎重に検討をまいりたいというふうに考えております。

山田委員

平成 18 年にも、風俗営業法の改正がされております。この内容 3 点についてお聞かせ願いたいと思います。

(建設) 建築指導課長

先ほども申し上げましたが、所管が警察なものですから、詳細についてはなかなか調べきれなかった部分もあるのですが、平成 18 年には幾つか改正点がございまして、その中でラブホテルに関する部分としては、これまでは届出を出して手続上は終わっていたのですが、届出に対して届出確認書というものを交付するようです。この交付されたものを営業所に備えつける義務が課せられたということ、それから届出に必要な添付書類が増えたということ、それから広告、宣伝の規制強化などが、今回の改正で盛り込まれたというふうに聞いております。

山田委員

そういうような宣伝だけでも罰則が増えた、また、今まであった罰則が強化された、例えば禁固 1 年であるものが 2 年、また、罰金が 50 万円から 200 万円に、それぞれ大幅な改定がされたということも聞いております。

それでは、金沢市でこういうようなラブホテルの規制がされている部分で、モーテル類似施設の定義についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

(建設) 建築指導課長

金沢市の条例におけるラブホテルの定義ですが、项目的には 12 項目ございます。その中で、概略を申し上げますと、一つ目としては、外側から内部を見通すことができ、営業時間中自由に出入りすることができる玄関を有していないもの、客と直接接することなく利用ができるような構造であるもの、建築物の 1 階に設けられた駐車場及びピロティがある一定の割合を超える構造であるもの、車庫又は駐車場の内部においてその全体を見通すことができない構造であるもの、車庫、駐車場から直接客室に出入りができるようなもの、ロビー、応接室、談話室又は食堂、レストラン、喫茶室等が収容人員に応じて規定している面積を有していないもの、ロビー、食堂等の共用部分の付近に男女別の共同用の便所を有しない構造であるとか、そういったものがラブホテルの定義として挙げられております。

山田委員

いろいろそういうような定義をされて、ラブホテルという建物自体が、私もいろいろ最近ではけばけばしい外装の建物も増えているのではないかという危ぐもするのですが、現在、全国的なこの風俗営業法の対象のラブホテルの件数の推移は、どういうふうになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

(建設) 建築指導課長

全国の風俗営業法の対象となるラブホテルの件数の推移についてでございますが、大変申しわけございませんが、この件数については確認ができませんでした。ただ、文献によりますと、風俗営業法で定義されておりますラブホテルにつきましては、規制が厳しいということから、その風俗営業法の対象となるラブホテルそのものについては、少しずつ減ってきているというような話は聞いております。

山田委員

私も幾つかちょっとインターネットで調べてみたのですが、昭和 56 年からの調べなのですが、56 年が 6,931 件、最も多い年が 59 年の 1 万 1,604 件、昨年の調べではこれが 4,167 件になっているという事例もございます。

このラブホテルの存在理由というのは、今まで日本人が性はひそかな楽しみであり、だれにも知られたくない、ひっそりと目立たないように隠したいもの、まずこういうような思いが日本人の中であって、これが現在でよく日本でラブホテルが発展し、存在してきた理由ではないかと私は思っております。また、諸外国に行くと、こういうそもそも性の開放が進んでいる諸外国では、このラブホテルというのは存在しないということも聞いております。日本人特有のこういう秘め事を隠したままこういうように暮らしている、こういうような現代、やはり将来的にはそういうものがある以上はなくなるのではないかという気はします。ただ、人口減の部分では、将来はこのラブホテルを使わない時代が近づきつつあるとも思っています。

ただ、我々この建設常任委員会では、法律的問題だけではなくて、建物、また使う人間に関しても検討する余

地があると思っています。それで、例えばその建物の従業員若しくは利用者の喫煙率、これは全国で男性では大体今、48 パーセント、女性で 18 パーセントぐらい喫煙者がいます。ただ、こういう施設を使う人方はおおむねそういう喫煙率が高い、そういうことも聞いております。それで、関連して、こういうホテルの火災でどのような年度の移り変わりがあるのか、もし調べている部分があればどうでしょうか。なければいいですよ。私のちょっと調べた部分では、このラブホテル又はホテルに関していえば、昭和 41 年から平成 6 年まで、主なものでいけばホテルニュージャパンの火災で 67 名の死傷者が出て、このうち 33 名が死亡しています。これはホテルだけですが、そのほかにもいろいろとこういう施設では死亡者が多数出ていることは実情ではないかと思えます。ただ、こういうホテルでも決して火災報知機、また、そういう消防設備が設置されていないということではなく、それを使う人間が例えば異常を知らせるベルでも、これはまた誤作動だということでもめる場合があって、それが大きな災害につながるといふこともあると聞いています。

また、建物自体、前回の建設常任委員会に資料で出ていた部分、写真がありますよね。例えば下が車庫になって 2 階建てとか、どういうふうな建物だったでしょうか。

(建設) 建築指導課長

前回の委員会で資料にあったホテルにつきましては、1 階部分に車庫とありますが、駐車場を有しておりまして、なおかつレストラン、ロビーを有し、2 階に客室を設けているというような構造のホテルでございます。

山田委員

それでは、こういう施設に対して、例えば四方が壁であり 2 階建てである建物と、1 階が車庫であるため、開口部のある建物とでは、地震のときにはどちらが強いのですか。

(建設) 建築指導課長

当然、開口部がある建物につきましては、開口部があるという前提で耐震設計を行っておりますので、開口部があるから弱いということではなくて、建物個別に耐震設計をしているということでございます。

ちなみに、今申し上げました建物につきましても、当然現行法に基づき耐震設計が行われているということでございます。

山田委員

私の見解とはちょっと違うのですけれども、開口部がある場合は、やはり壁と柱で支えられている一般の建物よりは、私は強度はかなり弱くなっていると思うのですよね。そして、先ほどの火災の方でも、そういうような使用者がいる場合、やはり火事になる頻度も高くなる、そういうことで私は認識しております。ですから、できるのであれば、そういう建物には私は近づきたくはないし、まだ死にたくもないです。そういった意味でちょっと質問させていただきましたが、実際問題、そういうような場所にやはり危険は潜んでいるということは、私の調査では危ない部分もかなりあるのではないかという気はするのですが、その点についてはいかがでしょうか。

(建設) 建築指導課長

耐震性につきましては、先ほど申し上げたのですが、法に基づいた耐震設計が行われているということで、安全性については問題ないというふうに考えております。

さらに、消防、火災に関しても、先ほど委員がおっしゃいましたように、消防設備につきましては、きちんと設備されているというふうに考えておりますので、そういった面では法的には問題はない。ただし、その従業員が避難誘導に当たってきちんとした対応をしていただくというのが、その前提にもなってくると思いますので、そういった面では、やはり建物の使用者側の方で責任のある部分もあるというふうに思っております。

山田委員

ぜひともそこら辺はやはり今後の課題として、その従業員のモラルの、これはちょっと管轄が違いますよね。そういうような形でどちらかというところ、そういうところに未成年者を近づけない、そういうような施策も私は必要で

はないかと感じ、今回調査した結果をもとに、いろいろと聞かせていただきました。今回、そういうような形でこの案件については賛成とさせていただきます。

ロードヒーティングについて

質問を変えまして、まず、ロードヒーティングに関してお聞きいたします。

先般、市道幸大通線でロードヒーティングが故障した箇所があり、修繕されました。そのため、この箇所では、施工箇所手前 5 メートルぐらいまでは機能はしているのですが、逆にその上の部分が一部機能しなくて、積雪状態で、通行している車が連続している場合、切れたロードヒーティングのところで徐行する場合があります、そのときに追突事故を起こしかねないということを何回か市民からの通報で聞かされました。

まず、市内にはロードヒーティングされている箇所は何か所で、使用状態を示した上で、こういうような故障している箇所、それに伴う補修計画がどのような状態なのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、このコスト、ロードヒーティングの増減の箇所も含め、今後の主要施策があればお聞かせ願いたいと思います。

(建設) 雪対策課長

市内のロードヒーティングの箇所数及び使用状況でございますけれども、市内 218 か所、稼働面積につきましては 5 万 3,672 平方メートルとなっております。

また、補修計画等の問題でございますけれども、通常の細かい修繕・補修につきましては、随時やっていくということでございます。また、大規模な装置そのものにかかわる部分につきましては、現在、更新計画などの策定を行っている最中でございます。

また、コストの増減や箇所の増減ということでございますけれども、平成 17 年度までにコストの縮減等を図る目的で、ロードヒーティングの面積の部分で、安全性を確保した上で通電をカットしている部分がございます。また、新しい箇所等の増減等でございますけれども、現状では新たなロードヒーティング設置については、非常に難しい状況にあると考えてございます。また、そういう部分では、砂散布等をするなど進めてまいりたいと考えております。

山田委員

ロードヒーティングの敷設については、陳情が出ております。本市の財政的な事情もありますので、できるなら私はこの陳情に対しては賛成をしたいわけですが、財政的なそういうような理由があるということで、わかりました。本当に故障した箇所というのは、今回、これは市道幸大通線なのですが、こういうように一回直したのにまた故障した箇所が出るというのは、これは特異な例なのですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

(建設) 雪対策課長

市道幸大通線のロードヒーティングでございますけれども、昨シーズンまで部分的に 1 年ほど故障してございました。また、これにつきましては、本年 10 月にユニット全体を交換してございます。そのときにつきましては、前後のユニットの導通試験、絶縁抵抗試験などを行って、各ユニットに支障がないということで判断してございました。ただ、今シーズン、11 月 14 日に通電を開始したときに、市内各所でいろいろと故障箇所が発生しています。長く使っていない部分に通電を開始したときに、そういう異常が現れるのも一つの現象かとは思いますが、ただ、この修繕につきましては、雪が降ったの状況でユニット全体、舗装を全部はがしてやるのがいいのか、また、部分的に通電がカットされている部分を掘り起こしてやっても、ちょっと気温が低い関係で、非常に難しいと考えていますので、そこにつきましては、除雪による雪の切削若しくは砂散布、薬剤等の対応をした中で、ちょっと見ていきたいと考えております。

山田委員

ちなみに、通電したときに故障した箇所というのは、何か所ぐらいあったのですか。

(建設) 雪対策課長

ちょっと今、箇所数では押さえていないのですが、私の記憶で、こういうロードヒーティングのユニットの問題ではなくて、分電盤の中の制御する機械が一部壊れたとか、あと、灯油、ガスにつきましては、油圧が上がらなかつたりという部分で何か所もございました。

山田委員

はい、よくわかりました。

桜町の陳情について

また質問を変えます。

昨年、秋ですかね。陳情有った桜町の市道について、我々建設常任委員会が視察に行き、その帰り道、その陳情者から桜町のあるところは何番地になりますかね、坂道でつるつる道路になっているので、何とか市に整備してほしいという要望をされていたと思うのです。例えば横に砂箱をつけてほしいだとか、通行に際して段差もつけた通行帯みたいなのもできるのではないかということ言われたのですが、そのことについてどうでしょうか、検討した部分があれば、お聞かせ願いたいと思います。

(建設) 建設事業課長

私もその陳情の視察の際に行きましたが、段差をつけて、あと全面を舗装しないで、一部分、草のまま置けばどうかというお話がございました。そういう御提案でございますが、通常、草がありますと、側溝に水が行かないとか、それからまた雨が降ったら滑るとか、そういった状況もありますので、こういう急こう配の路線につきましては、そういった地元の方の御意見も聞きながら、今後舗装する際、これから参考の事案としたいと思います。

山田委員

そこで住民の自助努力ということで、砂箱の設置とかということで対処できないかという話もあったのですが、そういう対処の方法とかはどうでしょうか。

(建設) 雪対策課長

この今回の砂箱の設置等の関係でございますけれども、これは市道桜 11 号線でありまして、この部分におきましては、国道付近の交差点、市道桜 17 号線との交差点の箇所に 1 か所、砂箱を設置してございます。そういう中で、中間に設置という部分であれば、ちょっと私どもも現地を確認した中で検討してみたいのですけれども、ただ、その地先の方がだれか登録されて、砂箱ボランティアなどをやっていただける方がいれば、そういうこともお願いしたいと考えております。

山田委員

ぜひともそういうような方向でお願いしたいと思います。

梅ヶ枝町の歩道通行止めについて

関連して、祝津山手線の梅ヶ枝町 34、36 及び 37 番にかかる歩道についてお聞きしたいと思います。昨年、冬期間の歩道の通行止めがあったと私も記憶しております。今年は早くも今月の 11 日以前だったかに通行止めになっていたと思います。この通行止めの理由と、今後の対策についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

(建設) 雪対策課長

祝津山手線の歩道ということでございますけれども、これは街路事業に伴ってできましたかなり高い擁壁がございます。この擁壁からの落雪による通行者の安全を確保する目的で、12 月 11 日、降雪があることを予測したときに、通行止めにしてございます。また、ここにつきましては、擁壁の構造上と言ったらおかしいのですが、外観上、雪がたまる部分でございますので、その落差のある限りは通行止めは解除できないのではないかと考えております。ただ、この前後に横断歩道がありまして、う回することができますので、安全のためには時間をかけても、う回していただきたいと考えております。

山田委員

ぜひともこういうような対策を講じられまして、通行の安全を図っていただきたいと思います。

「あんしん歩行エリア」について

関連して、参考までに聞きたいのですが、本市で施行されているあんしん歩行エリアというのを整備されていると思うのですが、その関連で、この整備された背景についてちょっとお聞かせ願えますか。

(建設)建設事業課長

あんしん歩行エリアというのは、中心市街地の方で事故数、今、詳しい数字がちょっと思い出せませんが、1平方キロメートル当たり何人以上の箇所について、全国的にそういったものを抽出いたしまして、国土交通省に申請をいたしまして、全国的にエリアを定めています。道内にもたしか10か所近くエリアが定められておりまして、小樽市もその中の一つとなっております。面積が、たしか小樽市内百二、三十ヘクタールの区域が設定されておりまして、この区域につきまして、いろいろなハード、ソフトの施策を講じまして、死亡事故数を20パーセント減少させるという目的を持って、今、実施している最中でございます。平成19年度の数字をもって、その目標が達成されたかどうかというのを検証することとなっております。

山田委員

突然の質問で申しわけございません。本当にそのとおりです。死亡事故を2割抑制し、そのうち歩行者、自転車、これを3割抑制するというところで書いてありますね。面積では126ヘクタール。小樽は観光客が来ます。その観光客が雪道を通行するのがやはり不慣れな部分がありますので、本当にこういう施策はいい施策だと私は思っています。ぜひともできればこれをもっと活用する策、また、エリアの拡大を要望して、この項の質問は終わります。

市営住宅入居者募集の情報サービスについて

それで、最後の質問項目に入りますが、市営住宅空き室情報、これに関連してちょっと伺います。

現在、これを24時間対応でテレホンサービスしているということで聞いております。これまでの苦情なども含めて、現在どういう状況なのか、お聞かせ願いたいと思います。

(建設)建築住宅課長

市営住宅の募集の電話サービスの状況と、そういうサービスを提供することの理由ということでございますけれども、今までは市営住宅の募集状況というのは2か月に一度、偶数月に募集してまして、1日発行の広報おたる等で知らせ、その募集までの約10日間のみお知らせしていた状況でございますけれども、苦情等ということにつきましては、執務している日中の平日の時間内の情報提供しかないということと、それ以外の部分では、例えば入居希望の方が土曜日、日曜日に検討していたときにも、情報を入手できないという、そういった問い合わせ等の声もあったものですから検討してまいりまして、その結果、24時間の電話サービスの手法を取り入れることになりました。引越の際なども事前に早く情報を収集できるようにするほか、あと、民間のアパートと市営住宅を比べる場合に、場所ですとか部屋とかの情報収集にもなるということで、非常に好評で、今年度の10月1日から実施して、現在に至っているところでございます。

山田委員

本当に今回のこの24時間の提供というのは、市民にとっては今まで待ちに待った施策だと思っております。今、言われたように、10日間の猶予があって、これは抽選に外れた人の話ですけれども、2か月また待たなければならない。それがまず電話で24時間聞けるようになったというのは、本当に画期的なことだと思っております。またその周知方法として、ホームページなどでの公開等の検討について、何かありましたらお聞かせ願いたいと思います。

(建設)建築住宅課長

ホームページでの公開ということですが、同じく10月1日から、私ども市のホームページの市営住宅サイトで、テレホンサービスも一緒なので、変更する場合がありますという申し添えをする形で同じように

情報を常時掲載したところでございます。

山田委員

そういうように公開されているということ、私も最近まで知らなかったわけなので、できれば多くの市民に見ていただけるように、今後とも努力方、よろしく願いいたします。

暴力団員の市営住宅入居制限について

最後の質問になりますが、新規入居の制限ということで、これは全国 219 万戸の公営住宅のうち、約 4 割の 90 万戸が国土交通省の通知に反し暴力団員の新規入居を制限していないと聞きます。また、北海道では、本年第 4 回定例道議会で可決され、来年 4 月から暴力団員の新規入居の制限を正式に決定、実施すると聞いています。

まず、この調査方法、自治体に調査された項目、二、三点、できればどのような調査のされ方をしたのか、お聞かせ願いたいと思います。

(建設) 建築住宅課長

まず、国土交通省の暴力団員の入居の制限について、本年 6 月 11 日に、北海道から小樽市の方に通知がございまして、入居に対しての制限ですとか、入居者のトラブル等についてのある程度の制度化をなさйтеということございまして。今、御質問をいただきました調査は、本年 10 月 16 日付けで、それに対する制度化等の実態はどうでしょうかという調査がございまして、項目は 5 項目ございまして、新規入居者について制度等を定めているかどうか、それから二つ目は、既存入居者につきまして、暴力団員であることが判明した事例はありますでしょうかというようなこと、三つ目としまして、条例改正等を進めていますかということ、四つ目は警察との連携状況というような調査がございまして、これを今、小樽市として回答しましたけれども、委員の御質問の中であったような、全国的な戸数の割合では 4 割程度がまだ制度化には至っていないという状況になってございます。

山田委員

まず、この制度を道が可決したということで聞きましたが、この基になった原因、事例があればお聞かせ願いたいと思います。

(建設) 建築住宅課長

本年 4 月に、東京都の町田市の都営住宅に暴力団員が立てこもりました。発砲事件といいますが、マスコミで取り上げられたのですけれども、それを受けまして国土交通省が 6 月に通知を出したような状況になってございます。

山田委員

それでは、本市もその策定されていない 4 割の中に入っていると思うのですが、ずばり聞きます。本市では、そのような方が入居されているという情報はありますか。

(建設) 建築住宅課長

既存の入居者について、暴力団の組員で登録されている人がいたという情報は、今までのところはないということ承知してございまして、そう回答しております。

山田委員

それを聞いて一安心なのですが、私はやはりこれについては、今議会も中盤に入っておりますから、今、決めるというわけにはいきませんので、ぜひとも市の方もこれを参考にして正式に来年の 4 月からでも、入居の制限、これは決して新しい入居者を制限するものではなく、従来入居者に対して安全を確保するという意味でこれを策定することを私は強く望むものです。最後に部長、どうでしょうか、一言聞いて、私の質問は終わります。

建設部長

公営住宅のありようというのは、まさに生活困窮者だとか、そういう方々のための公営住宅ということ。一方、暴力団というのは、不当な利益を上げて活動しているというようなことを一つとっても、まさに公営住宅法には適さないというふうに思っています。その中で、市としまして、国の通知に沿ってできるだけ早い段階におい

て、道の方がこの第 4 回定例会で可決したそうですので、そういった道条例を見ながら、小樽市の対応についても決めていきたいというふうに思っています。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

秋元委員

ラブホテルの規制について

私の方からは、先ほどほかの委員も質問されておりましたけれども、まず、第 3 回定例会で継続審査になっておりました陳情第 245 号及び第 255 号、ラブホテルの建築を規制する条例等の制定方について、確認の意味も込めまして何点が質問いたしたいと思います。

まず、さきの定例会におきましては、本会議や建設常任委員会の議論の中で、建設部長は研究して必要があれば検討をしたいとの答弁をされました。また、一方では、全道建築行政連絡会議で議論されているので、その議論の経過を待ちたい、このような答弁もありました。またさらに、法令上の検討や他都市の条例なども調査して報告すると言われておりましたが、まず、この全道建築行政連絡会議の議論経過の現状について、わかっている点がございましたら、お知らせください。

(建設) 建築指導課長

ラブホテルの規制に関します全道建築行政連絡会議での議論経過の現状についてであります。議論の内容といたしましては、細かい部分が多々あるのですが、大きな部分としましては、一般のホテルとの区別をどのようにするかなど、そういった問題点が議論されておりました。現在、取扱基準案に対する最終的な意見照会が各特定行政庁へ行われておまして、会議本部の方で年明けにはその意見を集約しまして、警察などの関係機関と協議を行い、年度内には取扱基準が示されるというような予定になってございます。

秋元委員

続きまして、他都市の条例の関係で、小樽市としましても参考に取り入れる内容はあるのかなのか、内容についてもお考えの点がございまして、お聞かせください。

(建設) 建築指導課長

現時点ではどのような内容を取り入れるかにつきましては、具体的なものは固まっていませんが、他都市の事例を見ますと、先ほど申し上げましたが、構造設備基準については違いがあるのですが、各都市に共通している部分では、届出又は申請されたホテル計画がラブホテルに該当するかどうかについて審議をする第三者機関を設置しているということがございます。この部分については、小樽市としても参考にしてまいりたいというふうには考えております。

秋元委員

仮にこの条例を制定する場合に、法令に抵触するような問題がありましたら、お考えをお示してください。

(建設) 建築指導課長

条例を制定する場合の法令に抵触する問題についてであります。先ほど申し上げましたとおり、全国的には、この条例の規定に基づく処分を不服として裁判になっている事例が幾つかございます。これらの裁判の中では、例えば憲法第 22 条の職業選択の自由と抵触しないかですとか、それから風俗営業法や旅館業法そのものに抵触しないかなど、その辺について条例の違法性について問われております。それぞれの条例の内容によって、その裁判の結果が異なっておりますので、今後、関係部局とも協議しながら、慎重にその内容について検討してまいりたいというふうに考えています。

秋元委員

今まで調査検討を踏まえまして、小樽市としましては、条例制定に向けて前向きに取り組んでいくというふうに理解してよしいのかというふうに思いますけれども、この件に関しましての結論を述べていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(建設)建築指導課長

前向きに取り組みたいと思っておりますし、現在も前向きに取り組んでいるというふうに考えております。

秋元委員

このラブホテルの規制に関する条例の骨格及び時期ですとかスケジュールなどがございましたら、お答えください。

(建設)建築指導課長

まず、条例の骨格についてということでございますが、先ほども申し上げましたように、まだ具体的なものは固まっておりますが、大まかには他都市の条例の内容を見た上で、規制区域の設定ですとか、ホテルの構造設備の基準、手続に関する規定、第三者機関の設置、それと指導、勧告、命令、罰則に関する規定などが必要ではないかというふうに現時点では考えております。

また、時期についてであります。これも先ほど申し上げましたように、年度内に示される全道建築行政連絡会議の統一基準との整合性を図ることから、来年の4月ごろに、小樽市としての方向性を決定したいというふうに考えておまして、その後、いろいろな手続、関係機関との協議等を行っていきたいというふうに考えております。

秋元委員

このラブホテルの建築を規制する条例の制定方の陳情につきましては、我が党も前回の定例会では継続審査ということで意思を表明したわけですが、後ほど我が党の方からもこの態度を表明したいというふうに思います。

一般住宅と特定目的住宅の窓口の一本化について

続きまして、第3回定例会で質問をした内容の進ちょく状況につきまして、何点か質問したいというふうに思います。

まず、市営住宅に関連してなのですが、まず、一般住宅と特定目的住宅の申込場所が分かれているということで、行政サービスのワンストップ化を進めるためにも、ぜひ1か所でできないかという話をいたしまして、市長の方からもしっかり検討していくという御答弁がありましたけれども、その後、この件に関しましてはどのようになっていますか、お答えください。

(建設)建築住宅課長

一般住宅と特定目的住宅の窓口の一本化への検討状況ということでございますけれども、現在、検討を進めているところでございます。方法としましては、現在、一般住宅は稲穂にある指定管理者が窓口になっており、特定目的住宅は小樽市庁舎の地域福祉課が窓口になっていまして、例えば指定管理者が特定目的住宅の募集の受付もするという形と、それから両方でどちらの受付もできる、若しくは指定管理者の場所へ市の職員が出向いてやるという方法と何通りかあって、指定管理者の方に投げかけまして検討をしているところでございますけれども、最初のその指定管理者が全部をやるというのは、現在、本年の4月から指定管理者と協定を結んで、人員配置ですとか事務所のスペース等が決められて、ちょっとなかなかすぐには対応できない状況があります。また、特定目的住宅の募集開始の日等は、やはり込むような状態でございまして、特定目的住宅の場合は受け付けるときに若干の要件のヒアリング等があって少し長く時間がかかるということで、なかなか難しく、今は小樽市の職員が出向くことができるのか、双方で何かうまい形で受け付けて、詳しい部分は後からまた連絡するとかできないかという、事務レベルのそういう手続上のことを検討している状況で、市と指定管理者の協定の関係があるものですから、すぐにこうできるという状況ではなく、もう少し時間をいただきたいという状況になってございます。

秋元委員

特定目的住宅は今、この庁舎内で受け付けしていて、一般住宅は指定管理者の方で受け付けしているわけですね。特定目的住宅の窓口が向こうへ行くというのは、ちょっと難しいと思いますけれども、一般住宅がこの市役所の庁舎でも申し込めるようになれば、あまりそれほど大きな問題はないと思います。やはり窓口をどちらかに分けてしまうと、ちょっといろいろと問題が出てくるのかというふうに思いますので。ただ、一日も早く一番いい形で、両方で両方が申し込めるようになるようお願いしたいというふうに思います。

最低居住水準を満たしていない世帯について

次は、最低居住水準を満たしていない世帯が 41 世帯あったということで、これも話をしたら 30 世帯に減りましたということですが、その後はこの最低水準を満たしていない世帯、これはどのような状況になっていますでしょうか。

(建設)建築住宅課長

今日、数の資料を持ち合わせていないので、現在の推移は答えることができないのですが、一定程度がいるということで変わりございません。

秋元委員

後ほど結構ですので、また教えていただければ。

ミスマッチ世帯の住み替えについて

あと、ミスマッチ世帯、これも前回話をしまして、平成 18 年 1 月現在で 575 世帯があって、第 3 回定例会の時点で 626 世帯に増えている状況にあるという答弁をいただきまして、実際なかなかこの住み替えが進まないというお話もいただきまして、これからどのように考えているのか、現在のままでやはりこのミスマッチ世帯はどんどん増えていくのかなというふうに思いますけれども、この辺についてはどのように考えていますでしょうか。

(建設)建築住宅課長

ミスマッチ世帯のこれからの考え方、また状況ということでございますけれども、前回もちょっと答弁を申し上げたのですが、大きな部屋に少ない人数で入っている世帯は、基本的には高い家賃を払って住んでいる形になるのですが、当然ほかのところに移るといことになりまして、引っ越し費用ですとか、そういったものもかかるということで、今、私どもは登録制度で申出があった方を受けて、移りたい場所なりを登録しておいて、そこがあげば紹介するという形にしているのと、あと、逆に小さな部屋に多い人数で入っているミスマッチ世帯に対しましては、登録しないで一般の募集で公募できるという、二つの方法で対応しているところでございます。

秋元委員

この件は、後ほど数がわかれば教えていただきたいと思います。

事故住宅の募集について

前回、事故住宅の話をさせていただきまして、10 月に募集をするというお話をいただきました。その後、事故住宅の募集をされたかと思ひますし、現在の時点で事故住宅が何軒あるのか、また、次の募集の時期も、もしわかれば教えてください。

(建設)建築住宅課長

事故住宅の募集ということでございますけれども、一定の要件がありまして、退去した形は、例えば自殺や何か事故があって入居の方が退居されたとか、あと単身の方が部屋でお亡くなりになって、安否確認ができなくて、何日かして発見されたような場合は、事故空き家ということで取り扱っています。これが、今までは何年か、1 年から数年をそのままの状態にしておきまして、特にお知らせをしない形で一般公募にしていたのですが、いろいろ他都市の事例とかで、入居後に訴訟になったという例があったことから、今回、そういう事故住宅ですということをお知らせして公募することになりました。今回、10 月に初めて実施いたしました。3 戸の住宅を募集しま

して、3 戸とも入居者が決まっております。

この取扱いでは、1 年に 1 回、毎年 8 月に募集するということで考えていまして、来年は現在のところ 5 戸の募集をかけるということで見通しを立てています。

秋元委員

まず、ミスマッチなのですけれども、前回も話をさせていただいたのですけれども、本当になかなか住み替えが進まないという状況で、やはり何らかの方策をとっていかないと、どんどんこのミスマッチ世帯が増えていくということは間違いないというふうに思いますし、やはり何らかの手だてを今後も考えていただいて、ミスマッチ世帯が少なくなるように、ぜひお願いしたいというふうに思います。

収入超過者世帯への対応について

続きまして、収入超過者の話もさせていただきまして、その時点で 141 世帯あったということで、私もいろいろとお話を聞くと、収入超過者世帯の家に訪問されて、いろいろとお話をされているということを知ったのですけれども、141 世帯あったこの収入超過者の世帯が、現時点でどのようになっているのか、また、今までの対応、これからの対応につきましてもお話しください。

(建設) 建築住宅課長

収入超過者の対応ということでございますけれども、収入超過者にも二つのランクがございます、政令月収 20 万円の収入の世帯が市営住宅に入ることができるのですけれども、入居した後に収入が増えて 20 万円を超えると、収入超過者という位置づけになりまして、収入に見合う家賃ですとか、高い家賃がかかるのですけれども、その中で政令月収 39 万 7,000 円が 2 年間続いた場合、高額所得者という位置づけがございます、収入超過者は公営住宅法上は明渡しするようという努力規定で、小樽市長名の文書で促しているところでございます。

今年度の高額所得者は、5 名おまして、それに今、来年の家賃を決める収入申告をしていただいて、家賃の算定を協議しているところで、新たに 2 年間続けて 39 万 7,000 円を超える方が 2 名いたということで、合計 7 名の方に戸別訪問をしまして、状況を話しまして明渡しを要請しました。それは 11 月の下旬に作業をいたしました。現在のところ、回答が来ているのは 7 名中 4 名から退去するというので、ある程度解消に向けて進んでおります。1 件だけはもう退去いたしました。一応そういう状況で、あとは、3 世帯の方は回答を待っているところでございます。

秋元委員

こういう収入超過者、また、高額所得者の方が多ければ多いほど、本当に住宅に困窮している方がなかなか入りづらいという状況が続きますので、今後も適正になるようぜひ引き続き努力していただければというふうに思います。

道営若竹団地の状況について

また、市営住宅に関しましては最後になりますけれども、道営若竹団地がございますけれども、市に移管される作業がどんどん進んでいるというふうに思いますが、現在の状況をお話しいただければというふうに思います。

(建設) 建築住宅課長

道営若竹団地は、海側の方に道営築港団地が新築されまして、3 回に分けて引っ越ししていただいたのですけれども、最後の引っ越しが 12 月頭から中にかけてされた形で、一応国道ぶちの若竹団地は空になった状況でございます。ただ、いろいろな状況によりまして、新しいところに引っ越さないで残る方が十数世帯いるということで北海道から聞いてございます。

今、御承知のとおり、事業主体変更、来年度に向けて耐震改修、それから改善事業等を予定しており、真ん中の 2 号棟から改善をする予定でございますので、今、三つの棟に残っている世帯を一番手前の小樽側の 1 号棟に北海道の方で 3 月に住み替えをしていただきまして、2 号棟をそういう改修に向けて進めるという状況でございます。

秋元委員

小樽市都市景観アドバイザー制度について

最後に、質問といいますか、お話をちょっと伺いたいと思ひまして。今回、建設常任委員会で東京都の三鷹市と埼玉県の戸田市に視察に伺ったわけなのですが、三鷹市はコミュニティ道路、また、戸田市に關しましては、さまざまな景観条例ですとか、そういう視察を行わせていただきました。非常に勉強になった部分もありまして、何点が伺いたいというふうに思ったのですが、埼玉県の戸田市では景観アドバイザー制度というものがございまして、先ほど伺ったら小樽市にもあるということで、私自身は知らなかったものですから、ちょっと驚いたのですが、いろいろな面でこの景観アドバイザーの方が、例えば建築物や工作物、広告物などに対してアドバイスをしていくという制度だそうなのですが、これもすべて無料で、また、このアドバイスをされる方も非常に日本で数本の指に入る有名な方らしいのです。そういう方がアドバイスをして、景観を失わないようにという配慮がされているというお話を伺ひまして、さまざまな色の指定とか、建物の壁の色とか看板の色とか、そういう部分もアドバイスするというお話だったので、非常に細部にわたって資料もつくっておられるようで、非常に驚いた部分が多かったのです。小樽市にもこの景観アドバイザー制度があるというお話でしたが、これからまちづくりや都市計画がさまざまあるかというふうに思ひますけれども、このような景観アドバイザー制度を使ってまちづくりを進めていくとか、例えば都市計画などを進めていくような、そういうようなお考えなどがありましたら、お聞かせください。

(建設)まちづくり推進課長

建設常任委員会の皆様が視察に行かれた戸田市と同様に、委員からお話がありましたとおり、本市におきましても、小樽市都市景観アドバイザー制度というものを制定しまして、建物のデザインですとか、地域の景観形成の相談について、アドバイザーを派遣するというようなことを推し進めてございます。景観に関しては、小樽市では小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例というものを制定してございますので、その精神に基づいて、この制度、要綱も含めてということになってございます。また、景観以外のまちづくりに關していえば、既に雪あかりの路ですとか、街をきれいにし隊だとかというようなことで、市民と協働ということでは従来から取り組んでございますし、また、今後につきましては、今年度、購入しました手宮線の活用についても、市民の皆様の御意見を聞くような、そういう懇話会を来年立ち上げるというような方法も考えてございますので、従来にも増して市民との協働という観点から、いろいろな事業について取り組んでいきたいというふうには考えてございます。

秋元委員

この景観アドバイザー制度が、もっともっと活用されて、美しいまちになればいいなというふうに思ひますが、臨港線沿いの建物でも、市民の方からは非常にこの運河を含めた周りの景観を壊しているのではないかという御意見をいただきましたし、これから手宮線の部分のいろいろな景観等々も整備していく上で、ぜひ、市民の方も当然なのですけれども、例えばデザインですとか、例えば色ですとか、さまざまな分野で知識を持った方々の御意見も取り入れるような形が非常にいいのかなというふうにも思ひたのですけれども、ぜひこれを検討していただきたいというふうに思ひますので、これからさまざまな条例、さまざまな方の知恵をかりてつくっていったりする場面もあるかと思ひますけれども、ぜひ今以上にこの美しいまちづくりのために勉強していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 38 分

再開 午後 3 時 00 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

山口委員

今日は一応 3 点通告をしておりますので、それに沿って、多少ずれることはあるかもしれませんが、質問させていただきます。

景観保全に特定した寄付条例の検討について

この間、議会等で何度も質問をさせていただいている、今、策定中の景観計画について若干質問させていただきたいと思います。

今日、まちづくり推進室主幹が欠席ということで、担当の主幹がいらっしゃらないのですけれども、連携してやっていらっしゃるでしょうから、わかる範囲内で答えてもらいたいと思います。

まず、基本的なことで、国が景観法を制定して、市も景観行政団体に昨年 11 月になったわけですけれども、それに伴った景観計画を立てたということで、本市は景観条例を持っておりますけれども、それと今回策定される景観計画とどのような特徴的な差があるのか、まず、説明をしていただきたいと思います。

(建設)まちづくり推進室長

現行条例とそれから景観計画との大きな特徴といえますか、差ということですが、端的に言いますと、現行条例というのは自主条例ですから、いろいろな行為に対して勧告までということですが、景観法に基づく景観計画を定めるということを今やっておりますけれども、その中で特徴的なことといえば、非常に強い規制ができるということです。具体的に言うと、景観計画を定めた区域においては、形態、意匠、色、形については、これまでどおり指導、勧告なのですけれども、従わない場合については、今度、変更命令までかけることができる。一方、高さについては、景観計画だけではちょっとできないのですけれども、勧告までなのですけれども、景観地区を定めることによっては高さ制限まで可能だと。こういったところが特徴的な部分だというふうに思います。

山口委員

今、聞きましたように、ある程度これまでよりも、お願い条例から、規制が一定程度の強制力を持った形になるということで、ある意味ではその規制に係る方々の負担みたいなものもかかってくるわけですから、従前から申し上げているように、いわゆる誘導措置というか、そういうものについて一定の財政支援みたいなものが必要になってくる。現状で言いますと、条例に伴う助成措置があるわけですが、財政上の観点から予算が結局抑えられている。ニーズがないということもあるようですけれども、これからそういうふうな計画を立てていくということになると、そういうニーズも出てくると思います。そういう意味で、財源措置というのは、今、大変小樽市の財政は厳しいわけがございますけれども、どのようにお考えになっているのか、その点について何かお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

(建設)まちづくり推進室長

現条例の中でも、特に指定歴史的建造物、登録歴史的建造物等々の改修を行ったり、修繕を行ったりと、そういった場合についての助成措置はございます。今、新しい景観計画を策定し、それから条例改正も予定しておりますけれども、引き続きそういったような財政措置については、当然ながら検討していこうというふうに思っております。ただ、いかんせん具体で言えば、今、山口委員がおっしゃったように、非常に厳しい財政状況にあるということですが、今言ったような財政的な支援というのは景観行政の一つの柱でございまして、充実はなかなか難しい状況にありますけれども、そういった観点から引き続き現状の施策を今後、充実も含めてちょっと検討していきたいというふうには思っております。

山口委員

それで、今日の新聞で、地方交付税が何年かぶりに 2,000 億円の微々たるものですが、増額を財務省の方で来年度予算から決めようということで議論になったそうですけれども、今、人口が大体 10 万人規模で 2 億円程度ということで、小樽市は 2 億 1,000 万円ぐらい増額になってくることにはなっているのですが、焼け石に水の金額で、大変厳しい状況だということに変わりはない。本市だけではなくて、地方自治体は大変財政運営に苦しんでいて、そういう中で前にも議論をしましたが、2004 年に長野県の小さな泰阜村という自治体が寄付条例というものを始めて、それからニセコ町が 2 番目でしたか、どんどん今増えておりまして、新聞の報道によりますと、今、27 の自治体だそうです。寄付総額は 1 億 9,000 万円を超えたということです。ちなみに羅臼町、これは、2005 年 6 月ですが、知床の自然保護という名目で 4,380 万円集まっているそうです。夕張市も、夕張は相当新聞等で報道されて、全国から注目されたということもあってかわかりませんが、2007 年 2 月に条例を制定して以降、4,928 万円という金額を集めているそうです。

私は、寄付条例というのを今申し上げた特に景観保全と、これは景観法というのはある意味では景観誘導で新しい景観を形成していく、そういう目的も持っていますので、そういう意味から、そういう景観に配慮した建物を建てていただいた方には、一定の建設費の助成なども含めて必要だと思いますので、そういうことに資するために寄付条例を小樽市でも検討してはいかがかということをやっと申し上げてきたわけです。

最近、国の方で大変地方自治体の財政が厳しいということで、一定のいわゆる自治体支援という意味で、ふるさと納税制度のような制度を新設してはどうかという議論になっております。どうもこれは、やるような雰囲気になっておりまして、これによると、ある意味では寄付者が大変寄付しやすい制度になってくるということで、私はこの寄付条例を導入するチャンスが来たのではないかと思います。新聞報道等によりますと、例えば 700 万円の年収の方だと住民税額は 30 万円ぐらいになるわけですが、例えばふるさとに寄付を 3 万円するとしますと、手数料の 5,000 円分を除いた分は税額から控除されるというようなシステムです。例えば東京で住民税を支払っている方が小樽市に寄付をしていただければ、今申し上げた分はいわゆる住民税から控除をされるということですから、そういう意味で言うと、特にこのまちは小樽商科大学というのを持っています、その OB には企業に就職をされて高い賃金の方も大勢いらっしゃいますし、関西小樽会とか、東京小樽会とか、ある意味では財界で大変活躍をされている方などもいらっしゃるわけですから、高額の住民税を払っている方もいらっしゃるわけですから、そういう方々に協力を求めていけば、私は羅臼町が集めたような金額は十分に集めることが可能ではないかと、こういうふうにご考えるわけですが、これは担当部局としては企画政策室になると思いますが、私は連携をして、あまり範囲を広げないで、特に景観の保全と新たな景観の創成という意味で区切って寄付条例を制定するような方向で、ぜひとも検討していただきたい、そういうことを強く企画政策室にもまちづくり推進室の方からもお願いをしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

(建設)まちづくり推進室長

寄付条例等の活用といいますか、そういった観点だと思いますけれども、まちづくりに資するいろいろなお金と、資金等々、そういった形で寄付を受け、それを活用するという方策だということに思いますけれども、非常にいろいろなまちで寄付条例を制定して、それでまちづくりを進めようと、こういう動きもあることは承知しておりますし、また、国でも今、ふるさと納税制度といったことで、地方にお金を少しでも回そうという形で制度が検討されているというふうな思っております。

先ほど委員からありましたように、企画政策室を中心に我々もどんな制度になるのだろうかといった部分については、勉強会等々をやっております。具体的なものはまだ進んでいるとは言えませんが、委員がおっしゃったような形で、何とかそういった制度が活用できないかどうかといったことも含めて、今、内部的にはそのような話をしているという状況でございます。ふるさと納税制度あるいは寄付条例、特にふるさと納税制度が立ち上がり

そうだというふうに思っておりますので、それと小樽市にもいろいろな資金基金条例がございます。そういったものの関連だとか、あるいは今の資金基金をどう活用するかと、その関連も含めていろいろと整理する課題もあるというふうに思っておりますので、その点これからのいろいろな動きを注目しながら検討を進めるといふ形にはなるかというふうに思っています。

山口委員

もう一つ今の部分に関連しまして、手宮線について、私は議会でも主張しておりますけれども、特に近年、観光については20年間、運河と堺町周辺の狭いエリアで引っ張ってきておりますけれども、リピーターが若干引いてきたということから、新たな観光の拠点をつくっていく必要があるのではないかと。もう一つ、市長が宿泊型への転換、特に滞在時間を延長していくということが、大変小樽の市民経済を再生させるという意味からも重要なことなのではないかということをついおっしゃってしまっていて、北運河とか手宮線を中心にした新たな交流観光の拠点をつくることを重要視していらっしゃる。それから、先ほど報告がありましたけれども、中心市街地活性化協議会の資料の中でも中心市街地の活性化という観点から手宮線については言及をされています。前計画である街なか活性化計画の反省というようなところでも書かれておりました。そういう意味からも、私は財源を持たないで、ある意味ではその地区の再生というか、沿線の再生ということも含めて、なかなか難しいことですから、その観点で条例の制定に向けての検討をぜひとも早急にされるようお願い申し上げます。一つ私は確認をしたいのですけれども、手宮線を取得された経緯とその目的というものを示していただきたいと思えます。

(建設)まちづくり推進室長

経緯ということですが、手宮線それ自体については、国鉄が民営化されるときに、小樽の財産である手宮線をどうするかという議論があったというふうに思っています。当時、小樽市としてもどういう方向で活用するかということもなかなか決められない状況もあった中で、権原としてはJRがお持ちになったということです。その中でいろいろ市民の方々の御意見を伺いながら、最終的には二論併記という形で手宮線の活用方法が一定程度出されたという中で、平成13年度に一部を取得したわけですが、その後、残った部分についての取得が課題になっていたということで、いろいろなJRとの課題整理という観点の中では、もうそろそろ手宮線の取得についてもきちんと整理すべきだという、こういう時期だという政策的な判断がございまして、残った部分についての取得という形に至ったというふうに考えております。

山口委員

その辺の消極的な理由というのは確かにそうだというふうに、私も経緯を知っておりまして、旧国鉄手宮線活用打ち合わせ会議の委員でありましたからよくわかりますけれども、積極的な利用というのがあるはずなのですよ。それは議会でも、私が質問をさせていただいたときに申し上げたものを、市の方としても市長は追認をされて答弁されておりますけれども、手宮線の取得というのは、基本的には沿線をいかに再生させて、新たな観光拠点として再生をさせるかと。これがいわゆる小樽のまちの再生全体に係ってくる大きな課題ではないかという認識の下で、この財政状況の大変悪い中でも1億7,600万円という出費をして、買い求めたのではないかとこのように思っているわけです。そういう意味からも、これは一つの大きな政策的な決断だったと私は思うわけです。そういう意味で、私は部署を超えて、この地域の再生については、あらゆる観点から位置づけをして、そして早急にその再生が進むようにいろいろな政策を遂行していく、政策を練り上げていく、そしてマンパワーをそこに集中していくということが必要ではないかということはずっと申し上げてきているわけです。

これ以上は申しませんが、いずれにしましても私は資金の、要は調達というか、財源の確保という意味からも、寄付条例というものは本当に真剣に進めていただきたいということを申し上げて、それを要望して、この件に関する質問は終わります。

合同庁舎について

次に、合同庁舎の移転についての話をちょっとお聞きしたいと思います。

聞くとところによりますと、合同庁舎の移転については、本年の 7 月から来年の 2 月にかけて実施設計が行われるということを知っております。港湾部が中心になってやっていると思いますけれども、まちづくりの観点からも、この建物の設計とか、形状、色、そういうものも含めて私は大変関心を持っているわけですが、そういう意味で今、実施設計の途中でございますけれども、わかっていることで結構でございますので、どういうふうなものになるのかをお知らせ願いたいと思います。

(建設)まちづくり推進課長

合同庁舎の関係でございますけれども、その移築のために、北海道開発局の方で、正式名称で言うと小樽地方合同庁舎整備事業地域連携懇談会という、そういう懇談会を設置して、その中に私と港湾部の事業計画課長が委員で、あと、建築住宅課長、地域福祉課長がオブザーバーで出席しております。そういう連携懇談会を設けて、その中でいろいろと議論が進められてございます。議論の内容といたしましては、一つには、今、委員がおっしゃったとおり、実施設計といいたまいますか、外観の話も、12 月 4 日には実は第 5 回目の連携懇談会が開かれまして、その中で開発局の方から外観について示された。その中で色彩については真っ黒で提案されてきたものですから、連携懇談会の委員の方から、それについてはなかなか小樽にはちょっとなじまない色ではないのかというようなことで意見があって、再度開発局の方で今検討をする、そういう状況に地域連携懇談会ではなっております。

山口委員

色について黒というのはちょっと違和感があるなど、私も思っています、それをやはり小樽はセピア色といっていますか、わかりませんが、やはり景観になじむような色をお願いをしたいと思いますけれども、ただ、その外壁の素材とか、窓枠とか、そういうものはどんな感じになっていますかね。

(建設)まちづくり推進課長

素材について、今、提案されているのは金属製の、私どもはわかりませんが、スパンドレルという凹凸のある波形の鉄板といいたまいますか、そういうものを素材とすると。そして、先ほど話をした色を電気で溶着させるというような外壁にするというふうには伺っております。

山口委員

窓枠の素材は何で、どんな色ですか。

(建設)まちづくり推進課長

済みません、窓枠の素材というその細部まではまだ示されておりませんが、今は大まかな外壁ですとか平面プランといいたまいますか、1 階のここには例えば食堂を置くとか、2 階はこういう使い方をするとかという、その平面プランと外壁の素材と色彩についての議論はされていますけれども、その細部の窓枠はどうかというようなところまでは、まだいってございません。

山口委員

一応、国も大変財政が厳しいということで、安普請とは言いませんけれども、何か雰囲気として、普通の建物になるのではないかと、ちょっと危くしているわけですが、ただ、小樽地方合同庁舎整備事業地域連携懇談会での課題とかというのがいろいろ整理されておりまして、国の小樽市との連携内容というようなことで、これに書かれているわけですが、その中には、設計に当たっては、山側からの小樽港の眺望や景観に十分に配慮したものと進めていきます。これは国の方で言っているわけですね。それから、歴史的な資源や良好な水辺空間を生かした景観形成と、海から見た小樽港の良好な景観の創出への寄与と言っているわけですね。その割には何かそういうことが生かされていないようなものになりはしないかと危くするわけですが、この辺について、懇談会に参加されている方も意見を申し述べていらっしゃったと思いますけれども、これは国はお金がないから勘弁してくれと言うかもわかりませんが、これは小樽にとっては重要な地域なわけですね。港湾計画でも、第

3号ふ頭の基部については都市機能を入れ込むというふうに言われているわけですし、今回、小樽港将来ビジョン懇談会というのが結論を出されましたけれども、第3号ふ頭も含めて都市機能を入れ込むような話で、この目的というのは書かれておりませんけれども、基本的には交流ですね、交流というのは観光ということですよ。そういう位置づけとして、言ってみるなら、方向性として出しているわけですよ。そうすると、駅前を真っすぐおりて、港までいわゆる人が交流するような拠点になっていくという重要な位置なわけですよ。それから港からの眺望ということも含めて言うと、真正面にまず見える建物なわけですね。客船が近年は増えておりますけれども、客船が入ってくるときに、真っ先に見える建物としてこの新合同庁舎があるということですよ。そういう意味では、これは非常に大事なことなのですよ。

そういう意味で、まちづくり推進室や建設部として、これは港湾部が直接の担当かもしれませんが、どういう関与をされて、どういう要望をこれまでされてきたのか。例えば今申し上げたこの懇談会の中でも意見を申し述べられたと思いますけれども、どういうふうにかかわりを持たれたのかについて、詳細ではなくて結構ですけども、その主要な要望とか、そういうものについて教えていただければと思います。

(建設)まちづくり推進課長

主要な要望でございますけれども、我々としては、一つは港湾部の立場と私たちの立場とは、若干違いが出るかもしれませんが、一つは合同庁舎に用いない人と言ったら語弊がございますけれども、要するに観光客や一般の市民の方が入ってくるような空間づくりをしてほしくないだろうかというようなお願いもしてございますし、また、当たり前ですけども、バリアフリーに配慮した建物にしてほしいというようなこともお願いをしております。あと、海から見た建物、陸から見える建物ですので、シンボリックなどといいますか、一つの特徴があるような建物をつくっていただきたいというようなこともお願いをしております。

建設部長

若干補足しますけれども、建設部のこの合同庁舎に対しての取組の部分で話をしますと、まず基本的に担当課長をまず派遣した中で懇談会をやっていますし、また、景観絡みの部分においては、景観審議会の歴史的建造物専門部会の駒木部会長だとか、都市デザイン専門部会の早川委員だとか、まさに小樽市の景観をコントロールしている主要なスタッフもそういった中では意見を述べさせてもらって、建設部としては重要な位置づけの中でこの部分については取り組んでいるというふうに考えています。当然、現在この建物については景観条例の届出が出てございまして、その中で私どもは外観についても、色についても、審査といたしましうか、確認をしているというか、そういう中でも当然景観審議会のスタッフにもそういったものについて相談申し上げて、これまで私どもが求めているその景観、まちづくりについて、相違がないようなことについては十分配慮して動くというのが実態でございます。

山口委員

お話は今聞きましたけれども、熱意がないと私は申し上げているわけではなくて、要望事項について、今聞いた点で言えば、こんなのはどこでもやっている要望ですよ。小樽市でなくても、当然そういうものを建てる際にバリアフリーのことは言いますし、市民が利用しやすいような施設にしてほしいということを要望しますよね。

私が申し上げているのは、小樽市の景観行政にとっては非常に重要な地点であると。そういうことから、特に外観とか素材とか、ある意味では歴史的な、小樽市が持っている歴史資源に将来なっていくようなものに準ずるようなものとしてつくってほしいという要望を強く申入れをするということが、本来からいって小樽市の使命だと私は思うのですよ。そういう意味で、本当にそういう努力をされた結果、今、聞いたように、窓枠は何かわからない、壁が私は少なくともタイルぐらい張られるかなと思いましたが、どうも鉄板だと。どういう鉄板なのか知りませんよ。一般建築に使われているような建物だと私は思いますよ。なおかつ、今、黒を何とか変えてくれというような話でしょう。これは色彩だけの話ではないわけでしょう。国はお金がないにしても、やはりそういう申入れ

をして、結果、ある意味ではまだ実施設計が終わっていませんからわかりませんが、「えっ」という建物になる可能性があるのではないかと私は心配しているわけですよ。そうではないですか。その辺を国に対して、運輸局に対しての、強い申入れというか、お願いですよ。地域支援という意味からも、お願いを、今からでもされてはいいかと思うのですけれども、どうですか、部長。

建設部長

小樽市の建設部としても、位置づけというのは先ほど話したとおりでございます。実際には、この予定地は特別景観地域ではありませんけれども、重要な位置づけになる地区ですので、当然、今、色もそうですし、デザインについても、景観審議会のスタッフの方と相談をしていくという形については話したとおりでございます。それから、委員がおっしゃるようにタイルを張るのかどうかということについては、今、答弁を避けます。ただ、でも、先ほどまちづくり推進課長の方からサッシの窓枠というの、たまたま担当でございませぬので、そういう答えをしましたけれども、実際はカラーサッシでございます。ですから、そういった意味では、今後、景観審議会とよく相談をしながら、あるべき姿について求めていくことについては変わりないというふうに思っています。

山口委員

たまたま北海道開発局の局長は、小樽出身というのを聞いております。やはり相当なレベルの方ではないですか。そういう方がいる意味では、これは私的にお願いをするというわけにいかないかもしれませんが、権限を持った人がせっかくいらっしゃるわけですから、そういうところに例えば部長が行くとか、市長部局で副市長ぐらい、市長が行ったっていいと思いますけれども、特にお願いをするとか、やはりそのくらいのことを、私はされてもいいのではないと思うのですけれども、そういうことはされていませんか。

建設部長

重ねての答弁になりますけれども、まさに届出を受けていまして、その中でどうあるべきという話は市民団体の方とも相談をしながら、今、議論していますので、その結果として、話ができる環境にまだ当然あるわけですので、そういったものについては、それにあわせてお願いするといいたまいますか、そういった動きは当然あれば、してまいりたいというふうに考えています。

山口委員

ぜひともまだまだ実施設計が終わったわけではございませぬので、要望を聞くということであれば、なりふり構わずお願いをしていただきたいというふうに思います。この件については、これで終わります。

高さ制限について

次に、これは早急にやることができるかどうかわかりませぬけれども、新聞報道で若干載っておりまして、私も大変興味を持っておりましたので、今回ちょっと質問をしたいと思っておりましたけれども、私は、地区計画について何度か質問をさせていただいて、お願い、要望というか、検討するよというところで話した記憶があるのですけれども、景観計画が来年、行政年度で言うと今年度中で終わられるようだけれども、これは特別景観形成地区を対象にして全域をやるということでおっしゃっていますよね。そこから外れる地域についてなのですが、例えば京都市の場合は、これまで高さ制限については大変いろいろ議論があっでできなかったものを、本年9月に新景観政策というのを始めて、それでこれは規制で言うと、京都市の全域について、都市計画を立てて高さ制限をしたわけですね。全体では31メートル以上のものの建築を規制した。特に、幹線道路の中側については15メートルの高さ制限をしたわけですね。これは、基本的に小樽もそうですけれども、高層のマンションが林立して、都市景観を大変阻害するということから、こういうことを英断されたというふうに聞いているわけですが、近年、いろいろな特に東京都の国立市ですね、訴訟もあつたわけですが、ここで良好な景観を住民が求められて、マンション計画について訴訟をされたというようなことから、第1審判決では住民側の訴えが認められたということで、これを契機にいろいろな金沢市とか、京都市でもやられたわけですが、特に都市の景観形成等良好な

住環境ですか、こういうものを確保していく中で、その都市に再生・復権を希求していくというか、そういう目的でやられているわけですが、小樽市の場合も、今、マンションはちょっと飽和状態というか、今、まだ建てておりますけれども、札幌市は建てても売れないような状況になっております。近年特に地価が下がって、そういう意味でいうとマンションも非常に建てやすい状況になっておりまして、小樽市内でも特別景観形成地区外、特に駅の上の地域とかそういうところで、相当、今、空き地が増えて、マンションがこれからも 15 階建て程度のものが建つような状況は、これは十分あり得ると思っております。そういう中で、やはり一定の高さ、条例上は 17 メートルと 25 メートルで決めましたね。その辺を基準にするかどうか分かりませんが、他地域も一定の高さにそろえていくということが必要だと思いますので、そういう意味では地区計画等で、高さを重点に置いて規制をかけていくようなことを、もうそろそろ検討をされた方がいいのではないかとこのように思うのです。

もう一つの観点は、今建ったマンションでも、将来、例えば 30 年後には大規模改修が必要でしょうし、50 年後には建替えというようなことも含めて考えていかなくてはいけないと思うわけです。今、都市がどんどん膨張していくということであれば、ある意味ではそれもカバーできるかもしれませんが、これは例えば小樽市というのは、一生懸命我々が頑張っても、毎年人口が 2,000 人減っていくような状況なわけですね。例えば 10 年後になれば、12 万人ぐらいになってしまうのではないかと。20 年後になれば、10 万人を切るのではないかとというような都市の縮小が始まっているわけですよ、高齢化とですね。そういう中で、例えば今建っている 15 階建てのマンションは、建替えの時期を迎えたときに、これは経済的な理由からも建替えはたぶん難しいでしょう。廃きよになっていく可能性が十分に私はあると思っております。現に、大都市周辺で、もう建替え時期を迎えたものが建替えができないまま放置されているような事例も今あるというふうに聞いております。

そういうことから考えていくと、将来を考えれば、次の建替えの時期に建替えできないような、例えば解体費用が億単位でかかって、そして 15 階建てを 20 階建てか 30 階建てにすれば、需要があれば、そこを買う人がいれば、それは建替えは可能でしょう。でも、こういう中小都市で現実的にそういうことができるかということ、私は無理だと思っておりますよ。上に上げることによって、容積を増やすことによって、それを販売して、そして建築費用を安く下げて、そして今、入居している人もまた入れるような状況にならないと、これはできないわけですから。大都市ならまだそれが可能でしょう。でも、私は小樽市のような規模で、これからまだ人口も減っていく先の中では、結局 15 階建てとかで建っているものがありますよね。そういうものが廃きよとして残る可能性というのは十分にあると思うわけですよ。

そういうことも考慮すれば、私は一定の高さの制限、建替えも含めて可能な高さのものに今からでも誘導していく必要があるのではないかと、こういう観点から申し上げているわけです。早急には言いませんが、そろそろそういう検討に、他都市の状況もありますから、そういうことも他都市は考えているわけですから、小樽市も特に都市景観、そういうものが経済資源として成り立っているまちなわけですから、ぜひとも検討に入られるようお願いをしたいと思いますけれども、いかがですか。

(建設)まちづくり推進室長

いろいろお話がありました。特に、高さをどうするかという、我々も景観上の大きな問題だということに思っていますし、従前からいろいろな議論があった特別景観形成地区、今、含まれていますけれども、そのマンション問題とか、いろいろ御議論をいただき、御批判をいただいた部分もありますし、問題意識は十分持っているつもりであります。

今、作業的な説明をしますと、景観計画の中で、特別景観形成地区は、現在、それを今までのものを踏襲しているという、基本的にはそういうふうに考えておりますけれども、そこでは具体的にこの現在の高さ制限をしていない部分についても、高さ制限といえますか、高さの基準はきちんとできるところは設けていこうというふうに思っていますし、それから今の特別景観形成地区の中でも、特に中央通付近については、新都市景観形成地区という

形で高さ基準を設けないといいますが、この制限をしないという部分もあります。ですから、今の景観の考え方の中では、制限すべきところはきちんと制限をし、逆に都市をよりよく使っていこうという部分については、景観上の高さについての考え方をそれは少し制限を設けないと、そういう形で今考えています。今の景観計画も基本的にはそういう形で、きちんと制限すべきところは制限し、あるいはそうでない、新しくまちをつくるという、新しく景観をつくっていくところについては、そういう違う形で方向性を出していきたいというふうには今思っているところです。

それから周辺も含めてのお話もありました。特別景観形成地区以外のところということで、具体的なその京都市の事例でも高度地区を敷くことによって高さを一定程度にという形、これはそういう考え方があることは十分に我々も承知しておりますけれども、こと小樽に限って、今、そういう形で高度地区等々の利用をしながら、一定の範囲の中で高さを考えていこうという形では、今のところ考えていないということがございます。

ただ、もう一つ地区計画のお話もございました。一定の住民合意が得られれば、その範囲の中で高さ制限等々を設けることは可能でありますから、もし地域の方々とこれからのいろいろな話の中で、そういうお話があれば、我々としてもそういう提案を受けていくという形は十分考えられるわけですから、もう少し地域の方々との連携といいますが、そういった形の中で、高さについては検討をすることができるだろうというふうに思っています。

最後に、マンション問題ですけれども、確かに今の区分所有の中で、所有権が分散しているという中で、建替えというのは非常に難しい問題だというふうに思っています。そういったことで全国的にマンションの建替えというのは非常に問題になっているというふうに思っていますけれども、具体的な解決策が今あるのかどうかというところは、私もちょっとわかりませんが、将来的にそういった問題は確かに発生するという問題意識は持っております。ですから、今後どうあるべきかということは、これは国全体でやはり考えるべき課題等々と思っておりますので、そのあたり今後のいろいろな議論の中で、我々もやはり対応すべき部分はあるのかもしれないというふうに思っています。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

成田（祐）委員

通告に従い、3点お伺いしたいと思います。

冬期間の施設の閉鎖について

まず1点目に、冬期間の施設の閉鎖について伺いたいのですが、市が保有している建物等で、冬期間閉鎖しているものの種類と数がありましたら、それについて教えてください。

（建設）浅沼主幹

建設部の方で所管しております公園の担当のところでございますけれども、公園のトイレにつきましては全部で82か所ありまして、そのうち80か所を冬期間閉鎖しております。

また、トイレ以外の施設で言いますと、長橋なえぼ公園の森の自然館、それと手宮公園の緑の相談所、それと、これは普通財産でございますけれども、旧寿原邸、この3か所を冬期間閉鎖しております。

成田（祐）委員

今伺うと公園のトイレ等が一番数が多くなると思うのですが、そういった冬期間閉鎖している施設に関して、この冬の間だけに関しての維持費といったものはどのぐらいかかるのか、教えていただけますか。

（建設）浅沼主幹

旧寿原邸に関してですが、屋根の雪おろしに8万円ほど、それと窓ガラスが割れるとかということがありますので、その窓の雪撤去、これも8万円ほどかかっております。それと森の自然館の屋根の雪が落雪するわけなので

けれども、その落雪によって窓が壊れる、それから落雪の量がかなり多いものですから、屋根と雪山がつながって子供がその屋根に上るとかということが考えられますので、その安全対策として屋根から落ちた雪の処理を行っております。これに約 28 万円かかっております。

それから、公園のトイレにつきましては、時期はそのときの気温等によりますけれども、開いている水栓を閉めるのは直営でやっていますので、実際経費としては算出はしておりません。ただ、便器の中に不凍液等を入れていきますので、この費用として 2 万 5,000 円ほどかかっております。

成田（祐）委員

屋根の雪や窓ガラスといった対応だけで、それ以外に基本的に閉鎖するというところもあるから、特に見回り等を行っているという部分でお金がかかるということはないというふうな解釈でよろしいでしょうか。

（建設）浅沼主幹

直営で公園等の見回りはやっておりますけれども、委託等でやっているというわけではございませんので、特にその部分でお金を支出しているというわけではございません。

成田（祐）委員

冬期間ということなので、水道等の凍結ということが考えられると思うのですが、今、不凍液の話も伺いましたが、それに対して何か例えば電気を流しているとか、そういったような対策等を、費用がかかっているのであれば、それについて教えていただきたい。

（建設）浅沼主幹

先ほど 82 か所トイレがございまして、そのうち 80 か所を閉鎖しているということで、2 か所につきましては冬期間も開設しておりますので、その部分につきましては、パネルヒーターですとか、床暖房等を使っているところがございまして、その 2 か所のトイレにつきましては、暖房のための電気代は、2 か所合わせて 30 万円ほどですがけれどもかかっております。

成田（祐）委員

その 2 か所のトイレの場所を教えていただいてもいいですか。

（建設）浅沼主幹

1 か所は、体育館の前にあります小樽公園のトイレ、それともう一か所が、高島小学校の近くにかもめが丘公園がありますけれども、そのトイレ、この 2 か所でございます。

成田（祐）委員

わかりました。冬期施設の現状というのをちょっと知りたかったので、これについては以上で質問を終了します。景観における色の基準について

次に、2 点目に景観における色彩ということについてお伺いしたいのですが、先ほど質問が、いろいろとほかの委員の方々から出ていたと思うのですが、建設常任委員会の視察で埼玉県戸田市に行きまして、そこにおいて非常に色というものを中心とした取組をされていたので、小樽市においても一体どのような状況にあるかということについてお伺いしたいと思います。

今まで市において、色という部分に限定して苦情若しくは要望等というのがありましたら、これについて教えてください。

（建設）まちづくり推進室長

景観条例によって行為の届出が必要な部分は、もちろん色についての届出をしてもらうわけですが、それにかかわらず、市民の方々から、周りにこんな建物が建ってちょっと色彩はどうなのだという、そういう具体的な話というのはなかなかないのです。我々が色についていろいろ扱っているのは、景観条例の届出の中で色の届出をしてもらいますけれども、その中で周囲との調和が図られているかどうかという観点から審査をするわけですが

ども、その中で色について我々の方から、この色はどうなのだろうかという形で指導なり助言なり、そんな形をす
るといってございますので、市民から直接その色に対するいろいろな問題等々というのは、なかなか少ないと
いうのが現状です。

成田（祐）委員

特に小樽市の場合は、観光で、いろいろな施設等で色に関するものというのは非常に重要になってくると思うの
で、そういった部分に関して、やはり今まで色は、例えば赤い色でも目立つ赤色と当然深い赤色といろいろあって、
それに色といっても群青色だの山吹色だの中途半端なのを見ていたら、切りがなくなってくると思うのです。

そういった部分で、この色を含めた数値化というものが何かと思うのですけれども、例えば緑がどのぐらいで
というような感じで、明確にはっきりしていくということが必要かと思うのですが、その辺についての取組等があ
りましたら教えていただけますか。

（建設）まちづくり推進室長

今の景観条例の中で、具体的な色の基準の数値化という形では、一部除いて特にやっているわけではないので、
特に基準としてはけばけばしくないとか、周りとの調和が保たれると、こういったような定性的な基準といいま
すか、そういった形で指導なり助言なりをしてきたということなんです。

一つは、基準を設けているというところでいくと、小樽駅前及び中央通の特別景観形成地区なのですけれども、
そこでは小樽の基準色というのを定めておまして、小樽アンバーと言っているのですが、小樽軟石の色をちょっ
と思いつかべていただければいいのですけれども、そこでマンセル値でこの範囲という形で指定をしている。それ
になるべく近づけてくださいということなのですけれども。

ですから、全体的にはその色の基準というのは、今まで数値化したものはない。一部、その小樽駅前及び中央通
地区については、小樽アンバーという形で基準を示していると、こういう状況でございます。

成田（祐）委員

この色に関する取組なのですけれども、戸田市では色彩の彩度等を明確にして、それを業者であるとか、建築す
る方にガイドラインを渡していくというような感じだったのですが、特に小樽に関しても、今、最近をよく全国展
開しているチェーン店、コンビニもそうですけれども、そういった店舗が非常に増えていると思うのです。そうい
ったところというのは、やはり看板の色というのはなかなか小樽だけ変えるというわけにはいかないというのが今
までの現状だったのですけれども、その部分で戸田市だったら例えばマクドナルドだと、赤と黄色でMのマークが
ありますよね。その赤の部分を省いて、黄色をメインにしてすごいソフトな感じの建物があったりしたのですよ。
そういった部分で、大企業であっても、少しずつそういった景観に合わせていくというような取組をし始めている
ようなので、やはりそれに関しては、しっかりとした明確なガイドラインをつくっていかれるのがよいのではない
かと思うのですが、今後、そういった取組に関して具体的にどのようにされていくかということをお願いいた
しますか。

（建設）まちづくり推進室長

色の取組でございますけれども、今までも基準は示していなかったのですが、例えば大手のチェーン店が出店を
するという場合に、やはりコーポレートカラーがあって、その色を変えられないという、そういう形でも届出はあ
りますけれども、我々は何とかそれについては景観を守っていただきたいという観点をお願いをして、大手のチ
ェーン店の部分でもいろいろな色については変更していただいていた、御協力をいただいていたという経過ござい
ますので、今までも基準は設けていませんでしたけれども、実効性がなかったかという、そういうことではなく
て、そういう面ではいろいろな業者の御協力の中で、小樽の景観を守ってきたというふうには思っております。

これからの取組等々ですけれども、今申し上げたように、基準がなかったという部分については、我々も非常に
いろいろな指導をする場合の一つのネックにもなるというふうにはちょっと思っておりますので、今の景観計画の

作成の中でも、一定の色の基準といったものを設けることができないかということを検討しております。具体的には、特別景観形成地区あるいはその周辺も含めて、マンセル値の中でこの範囲、色相に応じて彩度と明度の基準、こういったものがどうなのかといったことをちょっと検討させていただいております。それが、どういう形で小樽らしい景観を守ることにつながるのかといったことも含めて、今、景観審議会の委員の皆さんとも議論をしておりますので、今後、その景観計画の中で何とかそういった方向ができるかどうかといったことを明らかにしていきたいというふうに思っております。

建設部長

若干補足ですけれども、今、色のマンセル値とかそういったものは、新都市形成地区の中央通の部分も実は細かなマンセル値まで決めて、窓の形まで決めて動いていたという経過がございます。そういった中で、そういう経験を踏まえて先ほどの室長の答弁になっているということで、これまでやっていないということではなくて、やってきているということだけはちょっと認識していただきたいと思っております。

成田（祐）委員

市全体的というわけではなくて、一定の区域で行われているということで、当然市内、もちろん観光の名所という部分だけではなく、少しずつ取組をして、落ち着いたまち並みをつくっていただきたいと、そのように思います。

最近、よく私もいろいろな店舗を見ているのですが、ローソンでも白地がメインの看板とかもあるのですよね。普通のローソンは青ですよね。札幌にそういう店舗があったり、やはり企業の考え方も大分変わってきていると思うので、その辺を頑張ってもらいたいというふうに思います。

排雪について

最後、3点目、除雪についてお伺いします。

各雪たい積場などの雪処理の最終処理をする部分におけるキャパシティ、トラック何台分とか、その土地の面積等ですが、どのくらいあるのかということと、借地の場合で土地代がかかるということがあれば、それについて教えてください。

（建設）雪対策課長

雪たい積場などの最終処理のキャパシティとそれに係る土地代等についてでございますけれども、キャパシティという形ではなくて、平成 17 年度の大雪の際、過去最高の排雪処理を行ってございます。そういう面で、17 年度の各雪たい積場の最終処分量について話したいと思っております。それにつきましては、市民と公共の雪処理を行っている箇所 5 か所、公共のみの 4 か所、その他小さい部分がありますが、その 9 か所について話したいと思っております。まず、中央ふ頭基部でございますけれども、そこに 157 万立方メートル、北浜の岸壁に 51 万立方メートル、銭函御膳水に 12 万立方メートル、祝津豊井浜に 4 万 5,000 立方メートル、寅吉沢の処分場に 16 万立方メートル、天神の処分場に 3 万 8,000 立方メートル、望洋マリンヒル奥に 27 万立方メートル、からまつ公園に 9 万 1,000 立方メートル、幸 1 丁目に 24 万立方メートルとなっております。

また、土地代等の関係でございますけれども、小樽市が所有している部分がほとんどでございます。所管している部分については他部局なものですから、そちらからの借地ということで考えております。また、一部、銀行の所有地を借りている部分がございます。これにつきましても、無償で協力を得て借りている状況でございます。ですので、土地代については発生してございません。

成田（祐）委員

平成 17 年度の大雪の際に、これらの雪たい積場の中で閉鎖になってしまったところというのはありましたか。

（建設）雪対策課長

閉鎖ということでございますけれども、私の記憶では天神の処分場が閉鎖状況になったと記憶しております。

成田（祐）委員

天神は、3.8 万立方メートルで、一番小さいところなので、状況は何となくわかります。これは何を伺いたかったかという、トラックで排雪するときどこまで持っていくのかという効率性の部分に非常に注目したいと思っ
ていまして、例えば札幌市の場合だと、中心部にほとんど雪たい積場がなく、石狩市の近くまで持っていったり
ということで、大体市内の 90 パーセント、95 パーセントぐらいの雪たい積場がもうほとんど住宅街の外れた方に
あるという部分で、持って行って帰ってくるだけで、市内を通るといって何時間もかかってしまうのです。

そういった部分で、小樽は実は除雪に、特に排雪に関しては、閉鎖になったところもその 1 か所だけということ
を伺うと、まだまだ効率性を追求できるようなポテンシャルを持っているのではないかと、そういうふうにして
います。ただ、そういった部分の研究というのはほとんど今はされていない状態で、除雪に関する機械の技術とい
う部分に関しては、いろいろたぶん企業や研究室等でされていると思うのですけれども、そういった効率というこ
とに関しては、なかなかできていなくて、つかみづらと思うのです。ほかの都市の状況といっても、なかなか本
当に全国でもこんなにたくさん雪が降るところなんて数都市しかないと思うので、そういった部分で情報を聞きた
かったというのが、今回の質問の趣旨です。その部分で、排雪のトラックの 1 回当たりの輸送時間というのがわか
りましたら、それについて教えていただけますか。

（建設）雪対策課長

トラックの 1 回当たりの平均輸送時間という部分でございますけれども、私どもが設計する段階で、ある平均距
離についてサイクルタイムを求めてございます。そういう部分で、積込み開始から雪たい積場まで行って帰って
くる時間、これにつきましては、おおむね 2 キロメートルから 3.5 キロメートルと考えてございます。10 トンであり
ますと、大型ロータリーの積込み時間等が含まれています。4 トンであります、タイヤドーザーのバケットで積
み込む関係上、若干の輸送時間の違いがあります。10 トンであります、2 キロメートルから 3.5 キロメートルで
おおむね 15 分から 20 分、4 トンであります、同じく 2 キロメートルから 3.5 キロメートルであります、19 分
から 24 分という積算タイムをとっております。

成田（祐）委員

今伺うと、19 分から 20 分、25 分ぐらいの間におさまるといって、やはりこれもほかの都市と比べて、非常
にたぶん短い時間でできているという部分があると思うのです。

そうすると今度は実際に行うときに、まとめて行うのがいいのかどうかという話をちょっと伺いたかったのだ
ですが、貸出しダンプによる排雪に関して、例えば一つの町会に今はお任せしている状況があると思うのですが、そ
ういったほかの町会と一緒にやったり、若しくはもっとさらに細分化して細かくやったりすることによって、何かメ
リットというのは生まれたりしますか。

（建設）庶務課長

貸出しダンプ制度につきましては、町会が雪を集めてダンプに乗せる重機、それは町会が負担しております。市
が負担しているのは、そのダンプの費用でございます、これがある町会と一緒にやったりしても、個々にやっ
たとしても、排雪する雪の量はダンプ 1 杯分の費用になりますので、そういう意味では合同にやっても、出す雪が減
らない限りは、支出としてのメリットは生まれてこないことになります。

成田（祐）委員

この今の貸出し制度のダンプに関しては、その 1 杯という、1 台が 1 回行ってくるといってこの部分の回数で、これを
市費で支払っているという換算でよろしいのでしょうか。

（建設）庶務課長

そのダンプが雪たい積場に行って帰ってくる距離、それによって料金が決まってくる。

成田（祐）委員

通告していなかったことまでちょっといろいろ聞いたのですけれども、そういった部分で、雪たい積場を年じゅう使える状況というのも考えまして、排雪に関して一番費用がかかる部分ですから、そこに関してもうちょっと自分も含めてこれから一冬研究して、また 3 月に何か来年度以降できないかということを提案したいと思いますので、今回はこれで終了したいと思います。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 01 分

再開 午後 5 時 15 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党。

古沢委員

大変、前回から見れば、私の討論は半分は歓迎する気持ちを表しながら、なお陳情案件の幾つかについて、他の会派の皆さんと違って、採択を求めて討論せざるを得ないということを最初にお断り申し上げます。

ラブホテルの規制問題では、今回は全会派一致で採択という大変うれしいことになりました。

しかし、継続審査中の陳情第 1 号、そして陳情第 246 号については、私どもは採択を主張いたしましたけれども、他会派の皆さんはこの二つの案件については、引き続き継続審査を主張されております。

陳情第 1 号は市道潮栄線ですが、特に既に本格的な冬を迎えている今、この市道は他にかえようがない生活道路、冬場は一層の交通生活道路になっています。いわば、市道潮栄線はこの沿線の市民にとってみれば唯一の道路と言っても過言ではありません。

陳情第 246 号ですが、市道桜 18 号線です。現地調査を行った際にも、その地形や道路幅員、形状などから、困難な案件であるということは私も承知しています。しかし、陳情者はその現地調査に同行した際に、市道基準に基づいた整備を求めるとは、そうした整備でなくてもいいのだと、現状の道路幅員を少しでも軽易な方法でも広げてほしい、このようにその趣旨について述べておられました。この陳情趣旨については、理解のできるものであります。

したがって、この二つの案件はいずれも願意妥当であり、採択を求めて、簡単であります。討論といたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 1 号及び第 246 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情はいずれも採択とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。